ようなものでなかった。

その「指針」では、「予想される運転上の過渡状態」だとか、「予想される異常状態」だとか、「安全上重大な事故」、さらには「予想される原子炉事故状態」などの文言が書かれているが、それらが、どのような内容の事故であり、また、どのような選定基準で想定されるかについては、全く記載されておらず、１号炉訴訟の法廷での国側の答弁では、明文化するより、審査する専門家に任した方が的確な判断ができる、といったひどいものであった。

一方、②の立地の評価のためには、現在もそのままとなっている「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断の目安について」という、これも原子力委員会の内規（１９６４年５月２７日制定）が適用されていた。

この指針の中では、よく知られているように、原子炉周辺に設けなければならない「非居住区域」の範囲を判断するための「重大事故」と、「非居住区域」の外側になければならない「低人口地帯」の範囲を判断するための「仮想事故」、の二つを想定することが義務づけられており、それら二つの事故の選定の基準が次のようにきめられている。

「重大事故」；「敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護施設等を考慮し、技術的見地からみて、最悪の場合には起こるかもしれないと考えられる重大な事故」

「仮想事故」；「『重大事故』を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故（例えば、重大事故を想定する際には効果を期待した安全防護施設のうちのいくつかが動作しないと仮想し、それに相当する放射性物質の放散を仮定するもの）」

しかし、具体的にどういう事故を、それぞれの場合に選定するかについては、どこにも規定はなく、どうやら、軽水炉導入先の米国の例にならったのであろうが、伊方炉のような加圧水型炉については、「一次冷却材喪失事故」と「蒸気発生器伝熱管（細管）破損事故」とが、「重大事故」と「仮想事故」のどちらにも共通して選定され、原子炉から流出する放射能の量の多寡で「重大」と「仮想」の差をつけるように想定されていた。

上記の二つの想定事故の「定義」では、とくに「仮想事故」で、さぞ破局的な災害まで想定してあるように見える。しかし、伊方１号炉訴訟の法廷で住民側は、「仮想事故」の内実は、審査を通すための方便にすぎないと國側を厳しく追及した。（以下次号に続く）

会計報告 （'90.1／1～1／31）

収　入	
会費	８４，０００
ニュース講読料	１１２，５００
カンパ	９，０００
コピー代	４，７２０
計	２１０，２２０
支　出	
ニュース印刷代	１６，４８０
郵送料	２１，１２０
振替手数料	１，１６０
資料費	７，２３１
事務用品費	７，７２５
ゼロックス・リース料	１０，３００
ゼロックス・コピー料	８，２２０
計	６２，２３６
差　引	１４７，９８４
積立金合計	２，９２３，４４４

伊方訴訟ニュース

第198号
1990年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

電力・通産一体で破滅路線を突き進む暴挙
蒸気発生器細管の施栓率上限を25%に

関西電力は１月１６日、高浜１、２号炉（加圧水型、電気出力８２万６千キロワット）の蒸気発生器細管の栓止め（施栓）率の許容上限値を、これまでの１８％から２５％に引き上げてほしいと通産大臣に申請した。

高浜１、２号炉は、ともに、伊方１号炉より５～４年前に運転を開始した同型炉であるが、蒸気発生器の細管の損傷が年を追うごとに進行し、昨年１１月末現在で、１号炉では施栓率は５．８％、２号炉では１６．２％に達していた。とくに２号炉では、損傷した細管内に補強用の管を挿入する「スリーブ補修」を施した細管の分まで考慮した等価施栓率では１７．１％と、許容上限率まであと０．９％という際どい状況となっていた。

このため、福井県は一昨年１０月、関西電力と通産省に対して、これ以上施栓率を引き上げないようにと要請していた。この要請に対して関西電力は、昨年４月、施栓率がひどく増加しないように努力すると回答し、昨年９月に、核燃料関係の変更について原子炉設置許可変更を申請する際にも、細管の施栓率上限引き上げの申請を見送っていた。

ところが、「訴訟ニュース」１２月号でも報告したように、監督官庁の通産省は昨年１０月に、こともあろうに「施栓率が５０％になっても、原子炉の安全性になんの問題もない」と、むちゃくちゃな「評価結果」を発表した。いうまでもなくこの暴挙は、県民の不安を背景とした福井県の要請に戸惑っていた関西電力を叱咤激励するためのサインであった。

予想されていた通り、関西電力は、昨年９月に提出した許可申請の「補正」という形で

２号炉第４０回公判

1990年２月22日（木）午前10時
松山地裁大法廷

前回公判で原告側は、四国電力が安全審査のために提出した設置許可申請書を国側が勝手に抜粋したものしか証拠として提出していなかったことを厳しく追及した。それで国側は、今回の公判までに、抜粋の際に、どの部分を、なぜ除外したのかを裁判所に通知することになっていた。その約束が果たして実行されたのかどうかが法廷で明らかにされるだろう。

法廷内での傍聴と法廷外での運動によって、奮闘する原告らを支援しよう。

施栓率の引き上げを今回申請した。福井県の原子力安全対策課も、「設置許可申請の補正申請の中で安全解析施栓率を変更するのは異例のこと」とのべており、今回の仕組まれた猿芝居の筋書きは見え見えである。

今回の暴挙の背景は、いうまでもなく、原発推進側の苦悩である。続発する蒸気発生器細管の損傷の原因が、あれやこれやの対策にもかかわらず、依然としてつかめず、栓止めやスリーブ補修などの「つぎはぎ細工」以外に手の打ちようがなくなったということ。さらに損傷を根絶させる設計を採用したと、メーカーの三菱重工などが自負していた新型原発の一番手であった高浜３号炉でも、昨年１１月、２３本の細管が損傷のために栓止めを余儀なくされ、「新型蒸気発生器よ、お前もか」といった絶望感が高まったこと、などである。

そもそも、加圧水型軽水炉を米国から導入する際には、蒸気発生器の細管が破損するなどということは夢にも考えていなかった。それで、万万一の場合として、たった１本の細管の破断を、実際には起こりようのない「仮想事故」として想定し、「安全」の太鼓判を押してきたのである。それが当て外れになったことが誰の目にも明らかになってくると、今度は、「半分の細管が使いものにならなくなっても大丈夫」と居直り、破滅に突き進む人たちの姿をあらわにしたのである。

あのＴＭＩ事故の直後に、時の米国大統領カーターが任命した特別調査委員会は、事故を起こした責任は、安全を過信していた電力会社、原子炉メーカー、それに原子力規制を担当していた機関が負うべきであり、深刻な原子力事故を未然に防ぐためには、これら組織・機関の姿勢そのものに抜本的な変革が必要であると、明快に指摘した。だが、その教訓は、あれから１１年たった日本では、完全に風化していることを今回の暴挙は教えている。

検討

「想定不適当事故」

（その１）

１．はじめに

福井県敦賀市で建設中の高速増殖炉「もんじゅ」の設置許可処分の無効を請求して住民たちが起こした裁判で、福井地裁は、一昨年１２月、「住民には無効を提訴する資格（原告適格）は無い」との門前払いの判決を下した。しかし住民側の控訴を受けた名古屋高裁金沢支部は昨年７月１９日に、次のような理由を示して、福井地裁の判断を否定し、裁判のやり直しを命じる画期的な判決を下した。

「原子炉事故のうち最大のものは冷却材喪失事故であり、冷却材が喪失して炉心が溶融し、格納容器が破壊され、放射性物質が環境へ放出される最悪の事態を想定すると、放射性物質は半径数キロメートルないしは数十キロメートルの範囲の地域を直撃し、気象条件によっては百キロメートルないしは数百キロメートルの遠方にまで及び、避難が遅れた住民の生命・身体に重大な放射能障害を及ぼし、・・・、いかに注意深く設計し厳密に管理しても、事故の可能性を皆無とする完全な保証はない」と。

報道筋の情報では、この判決を聞いた科学技術庁の担当官は、文字どおり仰天して驚いたという。それは、いうまでもなく、名古屋高裁の判決にのべられているような原子炉の大事故は、絶対に起こらないとの前提で、伊方はもちろんのこと、各地の原発の設置が国によって許可されてきたからである。

これまで原子力安全委員会を含む国側は、スリーマイル島（ＴＭＩ）事故についても、また、チェルノブイリ事故についても、設計の際に考慮するよう義務づけられていた「設計基準事故」を上回る原子炉の破壊や災害を起こしてしまったことを認めてきた。しかしＴＭＩ事故については、伊方１号炉の裁判でも、「あの事故は、原発の運転管理のまずさによって起きたものであり、原発の『基本設計』しか審査しないことになっている伊方炉の安全審査、したがって、設置許可となんの関係もない」と強弁してきた。

また、チェルノブイリ事故についても、伊方２号炉の法廷で、「あの事故は、反応度事故を起こしやすいソ連の原子炉で、しかも、重大な規則違反を犯したために起こったのであり、伊方炉の安全審査と全く関係ない」と突っぱねてきた。

名古屋高裁金沢支部の裁判官たちは、そうした主張のあることも承知の上で、伊方炉など軽水炉よりさらに危険度が高いとされている高速増殖炉であったとはいえ、上記の判決を下したのだから、原子力安全委員会の面倒も見ている科学技術庁が仰天したのも無理はない。

伊方２号炉訴訟で国側は、１９８６年１２月に提出した準備書面で、次のように居丈高に住民らに反論している。

「原告らの主張は、チェルノブイル事故の原因と本件原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針との関係を具体的に触れた上で行なわれているものでなく、単に事故の事実関係を羅列するのみであり、いわば右事故が発生したという事実のみをもって本件安全審査が不合理である旨主張しようとする極めて非論理的な主張といわざるを得ない」と。

また最高裁に上告中の１号炉訴訟については、実質的な審理を進める段階となっているのでは、との情報も流れている。

いずれの訴訟においても、起こるはずのなかった「想定不適当事故」が現実のものとなったチェルノブイリ事故を、どう受け止めるか、ということを抜きにしては判決も下し得ないことは明白である。そうしたことを踏まえて、「想定不適当事故」とは一体何なのかということを、何回かに分けて、読者の皆さんとともに検討していくことにした。大小にかかわらず、ご意見をお寄せいただくようお願いする。

２．安全審査での事故想定の移り変わり

（１）伊方１、２号炉審査当時

伊方１号炉が安全審査されていたのは１９７２年５月～同年１１月の間、２号炉は１９７５年６月～１９７７年２月の間であったが、その頃も現在と変わりなく、次の二つの目的のためにいくつかの事故が想定されていた。

①原子炉施設の安全設計で考慮するため

②原子炉立地の適否を判断するため

このうち①については、原子力委員会が「内規」としてきめていた「軽水炉についての安全設計に関する審査指針」（１９７０年４月２３日制定）が適用されていた。しかしその内容は、１号炉訴訟でも住民側によって厳しく追及されたように、数量的な規定は全くない御粗末なもので、とても基準といえる